令和３年度　年間指導監査実施計画

伊勢原市社会福祉法人指導監査実施要綱第２条第１項の規定に基づき、令和３年度の年間指導監査実施計画を次のとおり定めます。
なお、法人の運営に関して指導監査の必要が生じたときは、当初の計画に追加して一般指導監査又は臨時指導監査を随時実施します。また、事由、状況に応じて特別指導監査を随時実施します。

指導監査の種別	対象法人	実施時期	結果通知時期	実施方法
社会福祉法人 （法人監査）	○伊勢原市所管の 17 法人のうち、令和２年度に指導監査未実施の法人。 ○前年度の実施結果等から、引き続き指導監査が必要と判断される法人については、令和 2 年度に引き続き実施。	令和３年 10 月～ 令和４年３月	指導監査終了から概ね 30 日以内	原則として次の方法によります。 ①実施通知の送付 ・指導監査実施の 30 日前までに送付 ②事前提出資料の提出 ・指導監査実施の 14 日前までに提出 ③指導監査等の実施 ・書類確認、ﾋｱﾘﾝｸﾞ、講評（結果伝達） ④結果通知の送付 ⑤改善報告書の提出 ・要報告事項のみ ※　指導監査当日の対象書類等については、実施通知でお知らせします。